公益社団法人埼玉県社会福祉士会権利擁護センター
ぱあとなあ埼玉見舞金制度に関する規程

規程第１４号
2019 年 5 月 23 日

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人埼玉県社会福祉士会（以下「本会」という。）権利擁護センターぱあとなあ埼玉会員（以下「会員」という。）の後見等業務に伴う預かり金等の横領の被害者に対する見舞金の支給手続き等を定めることにより、被害者の精神的及び経済的被害の緩和を図り、もって社会福祉士及び本会に対する社会の信頼を維持し、社会福祉の健全な発展に寄与することを目的とする。

（見舞金の支給）

第２条　本会は、会員の後見等業務に伴い、成年被後見人、被保佐人、被補助人、及び任意後見契約者（いずれも自然人に限る。以下「被後見人等」という。）が、会員による横領（以下「対象行為」という。）によって財産を失ったときは、この規程の定めるところにより、当該被後見人等に対し、見舞金を支給することができる。

２　本会は、見舞金の支給を受けることが出来る被後見人等（以下「対象被害者」という。）が次条第１項の支給の申請をする前に死亡したときは、その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。）、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹であって、対象被害者の死亡の当時当該対象被害者と同居し、または生計を同じくしていたもの（以下「承継人」という。）に対し、見舞金を支給することができる。

３　見舞金の支給を受けることが出来る者の順位は、相続の優先順位による。この場合において、同順位者が２人以上ある時は、その一人がした支給の申請は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

４　前三項の規定に関わらず、本会は、次に掲げる場合は、見舞金を支給しない。

一　対象行為により対象被害者が失った財産の額が１０万円以下である場合

二　対象行為により対象被害者が失った財産の一部について補填または賠償がされた場合であって、補填または賠償がされない部分の額が１０万円以下であるとき

三　対象行為により対象被害者が失った財産について、対象行為をした者に補填または賠償をする資力のあることが明らかである場合

５　第１項から第３項までの規定に関わらず、本会は次に掲げる場合には、見舞金を支給しない。但し、各号に定める期間内に申請をしなかったことにつき相当の理由があり、かつ、本会の財政状況、事案の性質、他の対象被害者との均衡等を勘案し特段の必要があると認めるときは、この限りではない。

一　対象被害者が対象行為により財産を失ったことを知ったときから３年を経過して申請をした場合

二　対象行為の時から５年を経過して申請をした場合

（支給の申請）

第３条　見舞金の支給を受けようとする者は、本会に対し、支給の申請をしなければならない。

２　支給の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第五号及び第六号に掲げる事項を証明する資料を添付しなければならない。

一　申請年月日

二　申請者の住所、氏名及び電話番号

三　申請者が承継人である場合にあっては、対象被害者の住所、氏名及び死亡の年月日並びに対象被害者との関係

四　対象行為をした者の氏名（職務上の氏名を使用しているものについては、職務上の氏名を記載することをもって足りる。以下同じ。）

五　申請者が対象被害者又はその継承人であることを裏付ける事実

六　対象行為により失った財産の額

七　対象行為により失った財産の一部について補填又は賠償がされた場合における当該補填額又は賠償額

八　前各号に掲げるもののほか、調査委員会が必要と判断した事項

（申請の受理）

第４条　本会は、見舞金の支給の申請があったときは、速やかに、申請書および添付資料を点検し受理する、不備がある時は、申請者に補正を求めるものとする。

２　本会は、申請者が補正に応じないとき、又は不備が補正することのできないものであるときは、支給の申請を受理しない。

３　本会は、前項による支給の申請を受理しないときは、申請者に対し、その旨を通知する。

（調査）

第５条　本会が見舞金の支給の申請を受理したときは、権利擁護センターぱあとなあ埼玉運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員長（以下「運営委員長」という。）は、速やかに見舞金調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、当該支給の申請に係る事案の調査を担当させる。

２　調査委員会は、担当する事案について、申請者が対象被害者又はその継承人と認められるか否か、認められる場合は対象被害者が対象行為により失った財産の額（当該財産の一部について補填または賠償がされた場合にあっては、補填または賠償がされない部分の額。以下同じ。）、対象行為の時点その他の第２条第５項に規定する事項に関する調査を行う。

３　調査委員会は、前項の調査を行おうとするときは、対象行為をしたとされる者に対し、その旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。この場合において、対象行為をしたとされる者の住所、居所その他通知をすべき場所が知れないときは、本会名簿またはぱあとなあ名簿に記載された住所にあてて通知を発すれば足りる。

４　調査委員会は、調査の上、調査結果を運営委員長に報告しなければならない。

５　運営委員長は、前項の調査結果を、会長に報告しなければならない。

（支給の決定等）
第６条　会長は、調査委員会から前条第５項の報告を受けたときは、理事会に諮り、対象被害者又はその承継人の数、対象行為により失った財産の額、事案の性質、対象被害者又はその承継人の事情、本会の財政状況等を勘案して、見舞金を支給するか否か及び支給する場合は次の各号に掲げる基準に従い支給額を決定する。
一　対象被害者が対象行為により失った財産の額が１１０万円以下の場合は、対象被害者一人につき、当該額から１０万円を控除した額を上限とする。
二　対象被害者が対象行為により失った財産の額が１１０万円を超える場合の支給額は、対象被害者一人につき１００万円を上限とする。
三　対象被害者が複数ある場合の支給額の合計は、対象行為をした者一人につき、２００万円を上限とする。
四　対象行為が共同して実行された場合、対象行為に共犯として加担したものがある場合その他対象行為に関与した社会福祉士が２人以上ある場合における前号の適用については、これらを一人とみなす。
２　本会は、前項の決定があったときは、速やかに、申請者に対し、決定された事項を通知する。

（支給の実施）
第７条　本会は、前条による見舞金の支給の決定があったときは、速やかに、申請者に、見舞金を支給する。
２　見舞金の支給の申請をした対象被害者が前条第２項の決定通知を発する前に死亡したときは、本会は、その者の承継人であって、その事案に係る見舞金支給前に本会に対して届出をした者に対し、見舞金を支給する。この場合においては、第２条第３項の規定を準用する。

（調査委員会の組織、構成等）
第８条　調査委員会は、委員長及び委員２人をもって組織する。
２　委員長及び委員は、運営委員の中から、運営委員長が任命する。
３　委員長及び委員の任期は、調査委員会が担当する事案について、見舞金の支給が終了するまでとする。
４　委員長は、調査委員会の事務を総理する。

（調査委員会の事務局）
第９条　調査委員会の庶務を行うため、事務局を置く。
２　事務局員は、会員の中から運営委員長が指名する。

（調査委員会の調査）
第１０条　調査委員会は、第５条第２項の調査その他の職務を行うため必要があると認めるときは、申請者、対象行為をしたとされる者その他の関係人並びに官公署及び当会その他の団体に対し、報告及び文書その他の物件の提出の要求その他の調査を行うことができる。

２　委員長は、相当と認めるときは、委員会の事務局員に前項の調査をさせることができる。
３　会員及び本会は、前項による調査に協力しなければならない。

（秘密保持義務）
第１１条　会長その他本会の役員並びに調査委員会の委員及び事務局員は、見舞金の支給の手続きに関して知り得た秘密を漏らしてはならい。その職を退いた後も、同様とする。

（懲戒の手続きとの関係）
第１２条　調査委員会による調査結果及び見舞金の支給に関する決定は、本会の懲戒の手続きに影響を及ぼすものと解してはならない。

（委任）
第１３条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施のために必要な事項は、別に定める。

附　則
１　この規定は２０１９年５月２３日から施行する。
２　見舞金の原資には、名簿登録料を充てる。金額は第６条第１項を勘案して算定する。
３　この規程の施行後５年を経過したときは、この規程の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。